4　前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあった部分について記載しなければならない。

5　法第三十九条の二十一第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　変更の工事の内容

二　法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

6　法第三十九条の二十一第三項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　製造の方法の変更の内容

二　法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

（完成検査の特例）

第九十四条の七の十　法第三十九条の二十二第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。　［新設］

2　法第三十九条の二十二第二項の検査記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　完成検査年月日

二　完成検査に係る責任者の氏名

三　完成検査をした特定変更工事の内容

四　完成検査を行つた製造施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例）

第九十四条の七の十一　法第三十九条の二十四第一項の規定により、認定高度保安実施者（法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。）が保安係員を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができるなど、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によらなければならない。　［新設］

2　法第三十九条の二十四第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　選任し、又は解任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の氏名

二　選任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の製造保安責任者免状の種類

三　選任又は解任の年月日

3　前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

（保安主任者及び保安企画推進員に係る特例）

第九十四条の七の十二　法第三十九条の二十五第一項の規定により、認定高度保安実施者（法第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者である者に限る。次項において同じ。）が保安主任者を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができるなど、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によらなければならない。　［新設］

2　法第三十九条の二十五第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　選任し、又は解任した保安主任者又は保安企画推進員の氏名

二　選任した保安主任者又は保安企画推進員の製造保安責任者免状の種類

三　選任又は解任の年月日

3　前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

（保安検査等の特例）

第九十四条の七の十三　法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。　［新設］